

# 平成24年度(平成23年分所得) 市・県民税申告の手引き

## —収入が少なかった場合、なかった場合などの申告用—

市・県民税の申告書は、市・県民税を算出する基礎となるほか、国民健康保険料の決定、所得証明書・課税証明書・非課税証明書などを発行する際の重要な資料となります。そのため、無収入であったり、学生であっても申告が必要な場合があります。この手引きを参考に申告書をご記入のうえ、提出してください。

### この手引きを使用できる人

この手引きは次のような人を対象に作成されています。次の条件に当てはまらない人は市・県民税申告の手引き通常版をご覧ください。

- ①平成23年(2011年)中に収入がなかった、または、非課税収入のみの人
- ②平成23年(2011年)中の収入が給与収入のみ、かつ、給与収入金額が93万円以下で源泉徴収税額がない人  
→裏面をご覧ください。

### 申告書の記載手順

- ①平成23年(2011年)中に収入がなかった、または、非課税収入のみの人

申告書上部の欄に住所、氏名、生年月日、電話番号を記入して押印してください。

②所得金額の合計欄に0と記入してください。

自身が寡婦(寡夫)・障害者である、または、扶養親族・扶養している障害者がいる場合は該当する欄に記入してください。

「6 収入のなかった場合の記入欄」に平成23年中の生活の状況について記入してください。

《記入例》

- 学生であった場合、学校名と平成24年1月1日時点での学年を記入してください。
- 扶養されていた(生活費を出してもらっていた)場合、扶養していた(生活費を出していた)人の住所、名前、続柄を記入してください。
- 障害年金、遺族年金、失業給付、子ども手当、児童扶養手当などを受給されていた場合、受給されていたものに○をつけ、年間の支払金額と受給期間を記入してください。
- その他、上記の事項に当てはまらない場合は「4その他」欄に生活の状況をお書きください。  
例) 預貯金で生活していた、知人からの援助、家事手伝い等

平成24年度(平成23年分所得) 市民税・県民税申告書 (2012年度)

届出住所: 平成24年1月1日現在の住所: 藤原市 フリガナ: 氏名: 生年月日: 電話番号: 職業: 収入内訳書有

1 収入金額等	営業等 農業 不動産 配当 雑 合計	2 所得金額	① 営業等 ② 農業 ③ 不動産 ④ 配当 ⑤ 雑 ⑥ 合計	3 所得から差し引かれる金額	⑨ 雑損控除 ⑩ 医療費控除 ⑪ 社会保険料控除 ⑫ 生命保険料控除 ⑬ 地震保険料控除 ⑭ 寡婦(寡夫)控除 ⑮ 勤労学生・障害者控除 ⑯ 配偶者控除 ⑰ 配偶者特別控除 ⑱ 扶養控除 ⑲ 基礎控除 ⑳ 合計	課税標準額	330,000
---------	-----------------------------------	--------	---	----------------	--	-------	---------

4 所得から差し引かれる金額に関する事項

6 収入のなかった場合の記入欄 (1~4の該当するものに○をしてください。)

1 学生であった。平成24年1月1日現在 (学校名) 年

2 右記の者に扶養されていた。住所 氏名 続柄 扶養

3 非課税所得で 障害年金・遺族年金・失業給付・子ども手当・児童扶養手当で生活。年額(円) 期間(年月まで)

4 その他(生活状況等を記入してください。) 預貯金で生活していた。

7 市民税県民税が給与から差し引かれる入で、給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得にかかる納税方法 【給与から天引き(特別徴収)・自分で納付(普通徴収)】

市処理欄  
賦課  
課税  
扶養

生命保険料控除 円 障害者控除 円  
地震保険料控除 円 配偶者控除 円  
寡婦(寡夫)控除 円 配偶者特別控除 円  
勤労学生控除 円 扶養控除 円  
基礎控除 円 所得控除計 円  
課税標準額 円

【住民税控除額】 一般(所得控除) (33万) 特定扶養 (45万) 寡婦(寡夫)控除 (26万) 特定(寡婦)控除 (30万) 勤労学生控除 (26万) 障害者控除: 一般 (26万) 特別障害 (30万) 基礎特別障害 (53万)

②平成23年（2011年）中の収入が給与収入のみ、かつ給与収入金額が93万円以下で源泉徴収税額がない人

平成24年度（平成23年分所得）市民税・県民税申告書

課税年度 平成24年度（2012年度）

提出月 年 月 日

住所 現住所 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

氏名 〇〇 〇〇

生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

電話番号 〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇

収入金額等欄

1 収入金額等欄

2 所得金額

3 所得から差し引かれる金額

課税標準額 330,000

源泉徴収票や控除証明書を添付していただく欄

4 所得から差し引かれる金額に関する事項

5 専従者に関する事項

6 収入のなかった場合の記入欄

7 市民税県民税が給与から差し引かれる人で、給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得にかかる納税方法

〔給与から天引き（特別徴収）：自分で納付（普通徴収）〕

〔住民税控除額〕 一般（国民健康保険）(33万) 特定扶養(45万) 老人控除対象配偶者・扶養(38万、ただし同居者等は45万) 寡婦(寡夫)控除(26万) 特定の寡婦控除(30万) 勤労学生控除(26万) 障害者控除(一般(26万)・特別障害(30万)・同居特別障害(53万))

申告書上部の欄に住所、氏名、生年月日、電話番号を記入して押印してください。

給与の支払者、所在地等、給与等収入額を記入してください。

給与等収入額は源泉徴収票があれば、その収入金額。なければ、毎月の給与明細やメモから、各月の給与収入金額を申告書裏面「1 給与収入」欄に記入し、1月～12月までの収入の合計を求めてください。

給与等収入額から65万円を差し引いた金額（マイナスになったときは0）を記入してください。

給与⑤欄の金額を転記します。

自身が寡婦（寡夫）・障害者である、または、扶養親族・扶養している障害者がいる場合は該当する欄に記入します。

上記以外の所得から差し引かれる金額に関する事項（所得控除）については、所得⑥が35万円を超えない人は記入していただく必要はありません。これは、申告をしていただいても税額が変わらないためです。

給与収入とは……

税法上の給与にあたるものは、給与・賃金・賞与等で、日雇・パート・アルバイトによる収入も給与となります。

手取りの合計額ではなく、基本給と各種手当（ただし、通勤手当はほとんどの場合非課税です。）を合計したいわゆる「年収」のことです。

給与と間違えやすい収入

次に挙げる収入は給与と間違えやすいですが別の区分です。

仕事を請け負って得た報酬（いわゆる1人親方など）→事業収入  
 内職の収入→事業収入または雑収入  
 保険の外交員報酬→事業収入または雑収入

収入と所得の違い

収入から必要経費を引いたものが所得です。

給与所得、年金所得がある人の申告で最初に問題となるのが収入と所得の違いです。ご自分で商売をされている場合は、売上が収入に、売上から必要経費を引いた利益が所得にあたります。

給与と年金については、必要経費相当分として収入に応じた所得を計算するための算式があります。

給与収入の場合、収入が161万9千円未満の人は65万円を必要経費相当分として収入から引いたもの（マイナスになるものは0）が所得となります。例えば、

給与収入103万円 - 必要経費相当65万円 = 所得38万円

となり、給与収入が103万円ならば、所得は38万円となります。